報告第１号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成 29 年２月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

（別紙）

専　決　処　分　書

安曇野市豊科高家 2422 番地の熊倉地区共同墓地における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 12 月 22 日

安曇野市長　　宮澤　宗弘

1　事故の概要

平成 28 年 9 月 20 日、市所有地である安曇野市豊科高家 2422 番地の熊倉地区共同墓地において、立ち枯れした松が強風により倒れ、隣接する墓石等を破損させたものである。

2　和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3　和解の内容

本事故の原因は、市が所有する土地の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100％とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害の解決金として 481,572 円を賠償するものとする。

なお、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第１号

安曇野市庁舎建設基金条例を廃止する条例

安曇野市庁舎建設基金条例（平成22年安曇野市条例第５号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第２号

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

（安曇野市税条例の一部改正）

第１条　安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の３の２第１項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改める。

第２条　安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の３中「２輪」を「二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第67条」の次に「、第81条の６第１項」を加え、同条第２号及び第３号中「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書、第98条第１項」に改める。

第34条の４中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第34条の４の２第１項中「12.1分の0.8」を「8.4分の0.8」に改める。

第80条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

２　前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する者を含まないものとする。

第80条第３項中「第443条第１項」を「第445条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、

同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の２を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

３　法第444条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の８条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の２　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の３　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（１）　法第451条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１

（２）　法第451条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２

（３）　法第451条第３項の規定の適用を受けるもの　100分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の６　環境性能割の納税義務者は、法第454条第１項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の８　市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第１項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割の課税免除）

第81条の９　商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第２号を次のように改める。

（２）　軽自動車及び小型特殊自動車

ア　軽自動車

（ア）　二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　3,600円

（イ）　三輪のもの　年額　3,900円

（ウ）　四輪以上のもの

ａ　乗用のもの

営業用　年額　6,900円

自家用　年額　10,800円

b　貨物用のもの

営業用　年額　3,800円

自家用　年額　5,000円

（エ）　専ら雪上を走行するもの　年額　3,600円

イ　小型特殊自動車

（ア）　農耕作業用のもの　年額　2,400円

（イ）　その他のもの　年額　5,900円

第83条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条に見出しとして「（種別割の徴収の方法）」を付し、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の４様式」を「第33号の４の２様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第33号の４様式」を「第33号の４の２様式」に改め、同条第４項中「第80条第２項」を「第81条第１項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第80条第２項」を「第81条第１項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、同項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第２項前段中「第443条」を「第445条」に改め、同項中「第80条の２」を「第81条の２」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項後段中「第443条」を「445条」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の５条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、長野県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の３　市長は、当分の間、第81条の８の規定にかかわらず、長野県知事が自動車

税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の４　第81条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「長野県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の５　市は、長野県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として長野県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の６　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１号	100分の１	100分の0.５
第２号	100分の２	100分の１
第３号	100分の３	100分の２

２　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の３」とあるのは、「100分の２」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による」を「最初の法第444条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	3,900円	4,600円
第２号ア（ウ）ａ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第２号ア（ウ）ｂ	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第２項から第４項までを削る。

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成26年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「安曇野市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第２号ア（イ）	3,900円	3,100円

第82条第２号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第２号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第１項	第82条	安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第22号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第１項の表第２号ア（イ）の項	第２号ア（イ）	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第１項の表第２号ア（ウ） a の項	第２号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア（ウ） a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第１項の表第２号ア（ウ） b の項	第２号ア（ウ） b	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア（ウ） b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第４条第７項の表第19条第３号の項中「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書、第98条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成29年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条中安曇野市税条例附則第７条の３の２第１項の改正規定　公布の日

（２）　第２条から第４条までの規定並びに次条及び附則第４条の規定　平成31年10月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第２条の規定による改正後の安曇野市税条例（附則第４条において「31年新条例」という。）第34条の４及び第34条の４の２第１項の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　第１条の規定による改正後の安曇野市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第４条　31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第３号

安曇野市自治基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　市民の権利及び責務（第６条・第７条）
第３章　市議会の役割及び責務（第８条・第９条）
第４章　市の役割及び責務（第10条―第12条）
第５章　市政運営（第13条―第22条）
第６章　危機管理（第23条）
第７章　区（第24条―第26条）
第８章　住民投票（第27条）
附則

私たちのまち安曇野市は、平成17年10月１日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人一人に、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の基本理念と市政運営の基本原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

（条例の位置付け）

第２条　この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

２　市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

（１）　市民　次に掲げるものをいう。

ア　市内に住所を有し、又は居住する者

イ　市内に通勤し、又は通学する者

ウ　市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの

（２）　市　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

（３）　自治　自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。

（４）　まちづくり　地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。

（５）　協働　市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。

（６）　総合計画等　基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画をいう。

（７）　区　本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。

（８）　安曇野市区長会　各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

（自治の基本理念）

第４条　市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

２　市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。

３　市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

（市政運営の基本原則）

第５条　市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

（１）　協働の原則　市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。

（２）　情報共有の原則　市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。

（３）　法令遵守の原則　市は、全ての法令等を遵守すること。

第２章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第６条　市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

２　市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。

３　市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

（市民の責務）

第７条　市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

２　市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

第３章　市議会の役割及び責務

（市議会の役割及び責務）

第８条　市議会は、議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

２　市議会は、市政運営を監視するものとする。

３　市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表することで市民及び市との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。

４　市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

（議員の責務）

第９条　議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

第４章　市の役割及び責務

（市長の役割及び責務）

第10条　市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

２　市長は、市政運営の基本原則にのっとり、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

（市の役割及び責務）

第11条　市は、市政運営の基本原則にのっとり、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

（職員の責務）

第12条　職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

２　職員は、市政運営の基本原則にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

３　職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

４　職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

第５章　市政運営

（市政の透明性及び信頼性）

第13条　市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

（総合計画等）

第14条　市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

２　市は、総合計画等を市民参画の下で策定するものとする。

（財政運営）

第15条　市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

２　市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

（情報の提供）

第16条　市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第17条　市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

（附属機関）

第18条　市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

２　市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反映するよう努めるものとする。

３　市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

（パブリックコメント）

第19条　市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

（市政運営に関する応答責任）

第20条　市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

（政策に関する説明責任）

第21条　市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明するものとする。

（行政評価）

第22条　市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

２　市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

第６章　危機管理

（危機管理）

第23条　市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事

態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めるものとする。

２　市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関等と協力及び連携を図るものとする。

３　市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

第７章　区

（区の役割）

第24条　区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

（区への加入）

第25条　本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

２　区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

（区への支援）

第26条　市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

第８章　住民投票

（住民投票）

第27条　市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

２　住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

３　市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（検証等）

２　市長は、この条例の施行の日から３年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。

３　市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

４　市長は、第２項に規定する検証及び検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、５年間を超えない期間において前２項の例によりこの条例の検証等を行うものとする。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第４号

安曇野市高齢者集会施設条例の一部を改正する条例

安曇野市高齢者集会施設条例（平成17年安曇野市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号を次のように改める。

（１）　休館日　12月29日から翌年の１月３日までの日

第４条中「者は」の次に「、規則の定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

区分	１時間当たりの使用料
ホール	1,220円

備考

１　使用時間が１時間でない場合は、次の額を徴収する。

（１）　30分以内の場合　１時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額

（２）　30分を越え１時間未満の場合　１時間当たりの使用料に相当する額

２　使用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的にする場合は、２倍に相当する額を徴収する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の別表の規定は、平成29年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第５号

安曇野市明科総合福祉センター条例の一部を改正する条例

安曇野市明科総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第１項を次のように改める。

１　福祉センター・陶芸作業所使用料

区分	１時間当たりの使用料
会議室	400円
娯楽室	320円
問診室（会議用）	320円
待合室（会議用）	400円
デイケアルーム	320円
陶芸作業所	320円
福祉団体会議室	320円

備考

１　使用時間が１時間でない場合は、次の額を徴収する。

（１）　30分以内の場合　１時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額

（２）　30分を越え１時間未満の場合　１時間当たりの使用料に相当する額

２　使用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的にする場合は、２倍に相当する額を徴収する。

３　陶芸窯の燃料代は、使用者が別に実費を負担する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年７月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第６号

安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例

安曇野市保健センター条例（平成17年安曇野市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「保健センター」を「安曇野市豊科保健センター」に、「次のとおり」を「12月29日から翌年１月３日までの日」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　保健センター（安曇野市豊科保健センターを除く。）の休館日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（３）　12月29日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第８条中「者は」の次に「、規則の定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第６条、第10条関係）

区分		１時間当たりの使用料
安曇野市豊科保健センター	集団指導室	250円
	健康相談室	250円
	栄養指導室	810円
安曇野市穂高保健センター	集団指導室１	400円
	集団指導室２	320円
	集団指導室３	320円
	栄養指導室	1,220円

備考

１　使用時間が１時間でない場合は、次の額を徴収する。

（１）　30分以内の場合　１時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額

（２）　30分を越え１時間未満の場合　１時間当たりの使用料に相当する額

２　使用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的にする場合は、２倍に相当する額を徴収する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の別表の規定は、平成29年７月１日以後の使用について適用し、

同日前の使用については、なお従前の例による。

平成 29 年 2 月 17 日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第７号

安曇野市介護保険支払準備基金条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険支払準備基金条例（平成17年安曇野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（処分）

第６条　基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

（１）　介護保険法（平成９年法律第123号）の規定に基づく保険給付の財源に充てる場合

（２）　長野県介護保険財政安定化基金条例（平成12年長野県条例第４号）の規定に基づく長野県介護保険財政安定化基金に係る拠出金の納付に要する費用の財源に充てる場合

（３）　前２号に規定するもののほか、介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の財源に充てる場合

附　則

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第８号

安曇野市準用河川占用料条例

（趣旨）

第１条　この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第１項に規定する準用河川に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（占用料の徴収）

第２条　法第100条第１項において読み替えて準用する法第23条、法第24条及び法第25条の規定による許可又は法第23条の２の規定による登録を受けた者は、法第100条第１項において読み替えて準用する法第32条第１項の規定により流水占用料等（以下「占用料」という。）を納付しなければならない。

（占用料の額）

第３条　占用料の額については、安曇野市法定外公共物管理条例（平成17年安曇野市条例第197号）別表の規定の例による。

（占用料の納付の期日）

第４条　占用料は、占用を許可した時に当該年度分を徴収し、当該占用期間が翌年度以降にわたる場合は、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度の４月30日までに徴収する。

（占用期間）

第５条　占用期間は、発電による流水の占用に係るものについては30年以内、土石等の採取に係るものについては１年以内、その他のものについては３年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、土石等の採取に係るものを除き５年以内とすることができる。

（占用料の免除）

第６条　市長は、次のいずれかに該当する場合は、占用料を免除するものとする。

（１）　国又は地方公共団体が公共のために占用又は採取しようとするとき。

（２）　かんがいのため又は飲用水のために占用しようとするとき。

（３）　宅地、耕作地等から出入りする通路を設けるために必要な占用をするとき。ただし、通路の幅４メートル以下のものに限る。

２　前項各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合は、占用料を免除することができる。

（占用料の還付）

第７条　既に徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用期間内に法第75条第２項の規定による処分を行った場合又は市長が特別な理由があると認めた場合において、当該許可を受けた者の申請があったときは、既に徴収した占用料の一部又は全部を還付するものとする。

（督促及び延滞金）

第８条　市長は、占用料を納期限までに納付しない者がある場合は、納期限後20日以内に督促状を発して督促しなければならない。この場合において、督促状に指定すべき期限は、督促状を発した日から20日とする。

２　市長は、前項の督促状を発した場合は、督促状１通について100円の督促手数料を徴収する。

３　市長は、第１項の督促状を発した場合は、当該占用料（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

４　前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

５　市長は、延滞金を納付するものに災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、当該延滞金を減免することができる。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

２　当分の間、第８条第３項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パー

セントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントを超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第９号

安曇野市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年安曇野市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第１条中「本市に次の事業」を「安曇野市水道事業（以下「水道事業」という。）」に改め、同条各号を削る。

第２条第２項中「各事業の事業名称、給水区域、給水人口及び１日最大給水量」を「水道事業の給水区域」に改め、同条に次の２項を加える。

３　水道事業の給水人口は、96,600人とする。

４　水道事業の１日最大給水量は、43,500立方メートルとする。

第４条中「700万円」を「2,000万円」に改める。

第７条第１項中「状況を」の次に「説明する書類を」を加え、「公表」を「作成」に改め、同条第２項中「公表の事項は」を「前項の業務状況を説明する書類には」に、「事項と」を「事項を記載」に、「公表する事項」を「作成する書類」に改め、同条第３項中「公表」を「説明する書類を作成」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

地域名	給水区域
豊科地域	安曇野市豊科全域 安曇野市豊科南穂高全域 安曇野市豊科高家全域 安曇野市豊科田沢全域 安曇野市豊科光全域
穂高地域	安曇野市穂高全域 安曇野市穂高北穂高全域 安曇野市穂高有明（豊里、宮城及び立足地区の一部並びに山岳地帯を除く。）全域 安曇野市穂高牧（牧地区の一部及び山岳地帯を除く。）全域 安曇野市穂高柏原全域
三郷地域	安曇野市三郷小倉全域 安曇野市三郷温全域 安曇野市三郷明盛全域
堀金地域	安曇野市堀金烏川（岩原、扇町、中堀及び下堀地区の一部を除く。）全域 安曇野市堀金三田（小田多井及び田多井地区の一部を除く。）全域

明科地域	安曇野市明科光（光地区の一部を除く。）全域 安曇野市明科中川手（大足地区の一部を除く。）全域 安曇野市明科東川手（潮沢地区の一部を除く。）全域 安曇野市明科七貴全域 安曇野市明科南陸郷（南陸郷地区の一部を除く。）全域

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例の一部改正）

2　安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例（平成17年安曇野市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「安曇野市穂高水道事業」を「安曇野市水道事業」に改める。

第３条第４項を削る。

別表第１の１　加入分担金（安曇野市水道事業、穂高水道事業、堀金水道事業、明科水道事業）の表中「（安曇野市水道事業、穂高水道事業、堀金水道事業、明科水道事業）」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考　この表は、別荘用加入分担金の表の適用を受けない場合に適用する。

別表第１の２　別荘用加入分担金（穂高水道事業）の表中「（穂高水道事業）」を削り、同表備考中「別荘用とは、穂高地域の」を「この表は、穂高地域（」に改め、「給水区域」の次に「に限る。）」を加え、「をいう」を「に適用する」に改める。

（安曇野市水道事業給水条例の一部改正）

3　安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表の１　安曇野市水道事業の表中「安曇野市水道事業」を「豊科地域及び三郷地域」に改め、同表の２　穂高水道事業の表中「穂高水道事業」を「穂高地域」に改め、同表の３　堀金水道事業の表中「堀金水道事業」を「堀金地域」に改め、同表の４　明科水道事業の表中「明科水道事業」を「明科地域」に改める。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘

議案第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（安曇野市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第１条　安曇野市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年安曇野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

第１条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第16条第２項の規定により、」を削り、「教育委員会教育長」を「教育長」に改め、「条件」の次に「を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第５項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例」を加える。

第２条第１項中「常勤の一般職の」を「安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）の適用を受ける」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同条例中「任命権者」又は「市長」とあるのは「安曇野市教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものする。

第２条第２項を削る。

本則に次の１条を加える。

（職務に専念する義務の免除）

第３条　教育長の職務に専念する義務の免除については、安曇野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年安曇野市条例第30号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」又は「市長」とあるのは、「安曇野市教育委員会」と読み替えるものとする。

（安曇野市名誉市民条例の一部改正）

第２条　安曇野市名誉市民条例（平成17年安曇野市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第８条第３号中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例

第１条及び第２条中「及び教育長」を削る。

別表第２中

「

教育委員会の委員	委員長 委員	円	円 94,700 69,200	円	円

」を

「

教育委員会の委員	円	円 69,200	円	円

」に改める。

（安曇野市モーテル建築の規制に関する条例の一部改正）

第４条　安曇野市モーテル建築の規制に関する条例（平成17年安曇野市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号を次のように改める。

（２）　教育長

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

２　安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年安曇野市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第13条中「安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例」を「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例」に改める。

（安曇野市議会基本条例の一部改正）

３　安曇野市議会基本条例（平成25年安曇野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第26条第１項中「安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例」を「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例」に改める。

平成29年２月17日　提出

安曇野市長　　宮澤　宗弘